

令和元年第12回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和元年11月25日(月)

開催場所 市役所 第1・第2会議室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時00分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

| 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 |
|--------|-------|----|-------|-------|----|
| 1番 | 田中金治 | 出 | 8番 | 島田和雄 | 出 |
| 2番 | 萩元不二夫 | 出 | 9番 | 島田秀男 | 出 |
| 3番 | 萩島保夫 | 出 | 10番 | 新井稔 | 出 |
| 4番 | 細田勉 | 出 | 11番 | 清水登與雄 | 出 |
| 5番 | 細田福三 | 出 | 12番 | 渋谷貞男 | 出 |
| 6番 | 大澤英司 | 出 | 13番 | 長堀進 | 出 |
| 7番 | 大曾根高男 | 出 | 14番 | 丸山隆一 | 欠 |
| 出席 13名 | | | 欠席 1名 | | |

農地利用最適化推進委員出席状況

| 担当区域 | 氏名 | 出欠 | 担当区域 | 氏名 | 出欠 |
|-------|------|----|-------|------|----|
| 水谷1 | 田中弥一 | 出 | 南畑1 | 関根和市 | 出 |
| 水谷2 | 神山稔 | 出 | 南畑2 | 谷合章 | 出 |
| 鶴瀬1 | 横山勝之 | 出 | 南畑3 | 萩原好伸 | 出 |
| 鶴瀬2 | 星野幸夫 | 出 | | | |
| 出席 7名 | | | 欠席 0名 | | |

職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 事務局長 | 谷合正史 | 事務局次長 | 池上和也 |
| 事務局主査 | 吉野武明 | 事務局主任 | 荒木貢 |

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | | |
|-----|----|-----|----|
| 10番 | 新井 | 稔 | 委員 |
| 11番 | 清水 | 登與雄 | 委員 |
| 12番 | 渋谷 | 貞男 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地確認を11月1日に行いました。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地10,511㎡、借入地0㎡）については、ふじみ野市農業委員会から適正に管理されている旨の農業経営状況調査書が提出されております。

・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、コンバイン1、農業用トラック1

・従事人数…世帯員3名

・申請地までの通作時間…自宅より車で2分

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員3名…本人180日、妻120日、子120日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 12,507㎡

③ 「地域との調和要件」

・申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。また農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。

・以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしてい

ると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人は市外のため、訪問はしておりません。現地を確認いたしました但農地として整備されており支障がないと思われます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水道管の2種類が埋設されており、かつ500m以内にイムス富士見総合病院及び谷合内科医院の2以上の医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック3段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

○議案第2-2

(事務局説明)

申請目的「資材置場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土138.6リユ-ベイ。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～3段積を設置。

- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水については砂利敷きのため敷地内に浸透させることとなっております。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 2 - 3

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック3段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金及び融資で対応することとしており、「残高証明書」「融資証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋1件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第 3 - 1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証

明」について審議・承認いただいた案件についての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしく願いいたします。

希望者がいる場合は12月24日までに事務局まで報告をお願いします。

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和元年年10月18日から令和元年11月18日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 3件 |

日程第4 協議報告事項

1. 農地利用の意向に関するアンケートの活用について
2. その他

議長は、令和元年第12回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月25日

議 長

10 番

11 番

12 番
